

### 患者の監視義務違反 (アラーム設定の確認不十分)

松本・山下総合法律事務所 弁護士 山口 祐輔

くも膜下出血のため入院していた患者が死亡したことについて、看護師に生体情報モニタのアラーム設定の確認が不十分であった過失があったとして、損害賠償請求を認容した判決（東京地裁令和2年6月4日判決）を紹介します。

#### 1 事案の概要

- (1) 患者Aは、被告の開設する本件病院（大学病院）において、くも膜下出血との診断を受け、ICUに入院しました。
- (2) 本件病院の医療従事者は、Aを暗室管理として、鎮静剤の投与を行うとともに、アラームが鳴り続けることによる刺激を避けるため、ベッドサイドモニタのSpO<sub>2</sub>（酸素飽和度）、APNEA（無呼吸）等のアラーム設定を**オフ**にしました。
- (3) 入院3日目に、AはHCUに転床し、本件病院の看護師は、医師の指示に従い、HCUのベッドサイドモニタで、SpO<sub>2</sub>、APNEAのアラーム設定をオンにしました。また、電子カルテ上でHCUへの転床操作を行ったところ、システムの機能により、**転床元であるICUのアラーム設定が転床先であるHCUに自動的に反映（上書き）され、SpO<sub>2</sub>、APNEAのアラーム**

**設定が再度オフ**になりました。

- (4) 入院8日目に、Aは呼吸が停止し、顔面蒼白の状態で発見されました。心肺蘇生の結果、心拍や自発呼吸は再開しましたが、低酸素脳症による重度意識障害等が後遺し、約4年半後に死亡しました。

#### 2 裁判所の判断

- ・Aの病態や、Aが呼吸抑制の副作用がある鎮静剤を投与されていたことから、本件病院の医療従事者には、Aの血圧動向に注視するのみならず、その呼吸状態にも気を配り、それらの急激な悪化があったときには、すぐそれらを察知することができるように監視すべき注意義務があった。
- ・本件病院においては、1日2回、ベッドサイドモニタのアラーム設定画面を開いて、その設定内容を確認するよう求められていたのであるから、本件病院の医療従事者には、ベッドサイドモニタの設定が医師の指示どおり維持されているかについて継続的に確認すべき注意義務があった。
- ・そうであるにもかかわらず、本件病院の看護師は、電子カルテの転床操作によってアラームがオフになったことを看過し、かつ、約5日間にわたって、誰もアラームがオフに設定されていたことに気が付かなかったのであるから、本件病院の医療従事者には過失があったと認められる。

#### 3 コメント

被告は、アラームの設定がオフとなったのは、本件病院の医療従事者が把握できなかった管理システムの機能によるものだと反論しましたが、本判決は、仮に当該機能を把握できなかったことに責任がなかったとしても、アラームの設定内容が維持されていることを確認すべき注意義務を免れるものではないとして、被告の主張を排斥しました。

近年、医療のIT化は目覚ましいものがありますが、本事例はその盲点について警鐘を鳴らすものです。

#### 松本・山下総合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号  
日進センタービル7階  
電話 043-225-5242

